

開 会	事務局長	ただいまから令和2年度第6回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-9、3-10の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。3-9について説明致します。場所は■■■■側になります。令和2年9月19日に■■■■委員、私と譲受人の■■■■立ち合いのもと現地確認を致しました。譲渡人は■■■■の方におられて今までも誰かに耕作をしてもらっていたようです。もうこれで切りをつけて無償譲渡という形で■■■■が■■■■へ話したところ規模拡大ということで話しが折り合ったようです。何ら問題ないと思います。 続きまして3-10について報告します。場所は■■■■より■■■■を■■■■行った所でございます。これも9月19日に■■■■委員と私、譲渡人の■■■■と譲受人の■■■■立会のもと現地を確認致しました。■■■■は農業拡大の為場所を探しておられたところ、■■■■が農業を辞めるということでちょうどいい話しで折り合ったそうです。何ら問題ないと思われるので審議の程よろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	■番■■■■です。3-9で宅地が田んぼということですね。■■■■全体が畑の中へ宅地が分かれて一つは田んぼというふうに見受けられるんですが、宅地が田んぼというのは出来るんでしょうか？
	事務局長	この宅地は登記簿が宅地で現況が田であります。農地法の場合は登記地目が田や畑でなくても現況の場合は農地法の適用を受けます。また反対に登記簿が田や畑で、現況が農地でなくても農地法の適用を受けます。今回農地法の適用を受けますので農家台帳にも登載されています。登載されていない場合は登載するように伝えておりますので、今回は3条の

		適用を受けるということでございます。
	■番	■番です。3-10の方で譲受人さんの住所が■で町内でない方だと思うんですけど、そこから通って規模拡大するというのは内部事情がよく分からないんですが。
	■番	■は水稻、芋、色々作られておましてその傍ら畜産で牛と豚を飼われております。あの場所で牛を飼いたいとおっしゃられておまして、■の家が今留守なもんですからそこに住まわせてもらって畜産をされる予定だそうです。
	事務局長	■でございますが、これは■個人の申請になっていますが■の会社に■の息子さんが就職されている。それと■の息子さんも農業の従事にあたるそうで、常時2名が従事にあたるそうです。申請者は管理をして農業は2人の方が作業されるということで、いずれかは法人になって農業経営をされるということです。新しく法人を立ち上げなければいけません、この現在経営されている会社はある程度規模が大きい会社ですので、農地適格化法人になる為には農業の売上が会社の事業の半分以上なければ農地適格化法人になりませんので、そこまでのことが出来ないということで、今回個人での3条申請でございます。農作業の方は今言いました2人の方に委託といいますか、一緒に家族でやるということでございます。 補足説明ですが、3-10の①と②、2ページ3ページですが航空写真は今年の農家台帳の地図を更新した時には国調が反映されておりませんので2ページでいうと旗が2、3本立っていると思うんですが、■は国土調査で原野となりましたので3条の適用を受けない。他の所につきましては合筆されておりますので、丸で示しておりますが丸のところで合筆。今回追加で資料をお配りしました3ページの3-10-①を追加資料とさせていただきますので、この筆界線は登記簿のようにしていることを参照させて頂きたいと思います。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。■推進委員は欠席でございますので井上委員をお願いします。
	■番	■番農業委員■です。4-17についてご報告申し上げます。現地調査は9月24日に■推進委員、私、■の3名で行いました。現況写真をご覧の通りもうすでに車庫が建てられておりました。■

		<p>■■■■は始末書も書かれておられますし、もうすでに実施済みということで、家の前ですので特に周りに与える影響はないというふうに思います。ご審議のほうよろしくをお願いします。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
	議 長	<p>無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第3号議案	議 長	<p>続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		<p>(事務局説明)</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-32の案件につきまして、■■■■農業委員報告をお願いします。</p>
	■ 番	<p>■■■■番農業委員の■■■■です。5-32についてご報告致します。立ち合いは9月24日に■■■■推進委員と私そして譲受人の■■■■3名で立ち合いました。場所は■■■■から■■■■、そこから■■■■の山よりにある農地です。現況写真の該当農地の上に田んぼがありまして稲が作っております。その上に太陽光パネルを設置したというのが以前報告しております。それと同じ■■■■なんですが、田んぼの稲が作ってある下側に設置するという事です。特に周りにあたえる影響はないものと思われれます。一つ問題があるのが上で稲を作られているので水の管理に影響がないかという確認はしました。一応それがないように上の農家との話しは出来ているそうです。特に問題はないと思いますのでご審議の方よろしくをお願いします。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。続きまして5-33の案件について■■■■推進委員報告をお願いします。</p>
	■ 番	<p>■■■■を担当しております■■■■です。5-33について報告します。場所は■■■■から■■■■に■■■■位のところにあります。調査日は9月27日に■■■■農業委員と譲渡人の■■■■と調査しました。譲渡人は現在農業をされておらず今後も耕作をされる予定はない為にこのまま荒らすのは周辺にも迷惑が掛かるということで、譲受人が借り受けて太陽光発電のパネル施設を設置するものであります。農業振興地域からの除外は手続き済みで、周辺の農地や民家にも影響がないものと思われれます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで、設計書、仕様説明、土地利用計画図、被害防除措置計画書など許可の要件を満たしていると思います。審議の方よろしくをお願いします。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。続きまして5-34の案件について■■■■推進</p>

		委員報告をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号5-34について現地調査を行いましたので報告します。9月22日に■農業委員さんと譲渡人の■同行のもと行いました。場所は■の隣りにあります。現場は2種農地であり周りへの影響もないものと思われれます。航空写真で他の地番と一つの畑になってしまっているんですが、その辺は代理人のほうで行政書士さんに確認したら測量等行って、計画書通り施行するということでした。書類等揃っており何ら問題ないものと思われれます。農業委員さんの審議をお願いします。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-35、5-36、5-37、5-38の案件について、■推進委員がお休みですので■委員報告をお願いします。
	■番	■番■担当の■です。受付番号5-35、5-36、5-37、5-38は同一事業でありますので一緒に報告させていただきます。場所は■から■へ■の場所にあります。9月26日に推進委員の■さんと申請者代理人の■同行のもと調査しました。譲渡人は農業をされておらず今後も耕作をされる予定はない為、このまま荒らすのは周辺へ迷惑が掛かるとのことで譲受人が借り受けて太陽光を設置するものです。農業公共投資の対象になっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われれます。ご審議の程よろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-40の案件について、■推進委員がお休みですので■委員報告をお願いします。
	■番	■番■地区担当の■です。受付番号5-40についてご報告致します。場所は■から■に向けて■の場所にあります。■のすぐ下のほうで山間部でございます。9月23日に私■委員と■推進委員さん、それと■同行のもとで調査を致しました。農業地域は区域外なので除外手続きは不要と思われれます。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われれます。審議の程よろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-41、5-42の案件について■推進委員報告をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。5-41について報告致します。場所は■から■へ■程行った■地区です。9月20日に■農業委員と譲渡人の■、私の3名で現地確認調査をしました。申請のあった農地は現在作付けされておらず2種農地の畑であり、太陽光設備設置の為の所有権移転です。設置者は国の認定業者であり各種書類も揃っており許可の要件を満たしていると思われれます。それと、この■の住所が■になっているんですがその辺の事情はよく分かりません。■は■地区にお住まいの方と存じておる

		<p>んですけど。これは以上です。</p> <p>次に5-42について報告します。場所は先ほどと同じ■■■■から■■■■程■■■■へ行った■■■■地区です。9月20日に■■■■農業委員と譲渡人の■■■■、私の3名で現地確認調査致しました。申請のあった農地は現在作付けされていない2種農地であり太陽光発電設置の為の所有権移転です。設置者は各種申請書類も揃っており要件を満たしていると思われます。議案書では田になっているんですが確認したところ現地は畑であり申請者も畑で申請されております。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続きまして5-39の案件について■■■■委員報告をお願いします。</p>
	■■■■番	<p>■■■■番■■■■担当の■■■■です。受付番号5-39について報告させていただきます。場所は■■■■から■■■■へ■■■■の場所にあります。9月26日に推進委員の■■■■さんと申請者代理人の■■■■同行のもと調査しました。貸し渡し人は農業をする予定はないので土地を必要とされるなら使ってもらいたいとのことで、借り受けし太陽光パネルを設置するものです。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
	事務局長	<p>先ほどご指摘がありました■■■■の住所ですが、1月1日時点では書いてありますように福■■■■の住所になっています。農家台帳は6月1日に1月1日時点の土地情報、また亡くなった人がいますと死亡かどうかの確認を取っておりますので、本人がまだ住所移転していないんじゃないかと思いますが、ご指摘がありましたので確認はします。住所移転していなかったらしてくださいと言いますが、今の農地台帳上では■■■■のままでございます。それと5-42の■■■■の件ですが、これが先程言いました非Fitの案件でございます。ですから委員さんにお配りしている申請書にはFit法の認定IDのところがついてなかったと思いますので、なんでという声が出るかと思いましたが、その声なかったので説明致しました。この現況が畑ということは事務局で現地の写真を撮りに行った時にも指摘がありました。しかしながら、登記上は田ですし課税上も田です。そのデータを引っ張りますのでここに書いてある通り登記簿上も現況地目も田です。ただ本人の申請が畑、登記簿も畑、現況も畑となっていますが、この議案作成の時には1月1日時点の登記簿データになっています。ですから、今回本人にも、転用で地目が変わりますので結果的には雑種地になるんですよと説明しましたところ、それでいいよと言われました。登記簿の田というのは地籍の時に田になっています。ですので、本人が閲覧の時に田というのをよく確認せずに聞いてたんじゃなあとと言われておりました。しかしながらこれを畑にすると課税が増えるそうです。それを元に戻せと言われてれば戻すけどさかのぼって貰わなければいけんよということを強く説明して納得して</p>

		頂いております。ですので、申請書には畑と書いてありますが田で正しいものと思われます。以上です。
	議 長	さっきの5-35と5-36は2つで49.5kwであってる？
	事務局長	すみません。1つずつが49.5kwです。
	議 長	5-36の面積が非常に大きいけど49.5kw？
	事務局長	<p>売電の発電は100kw発電しても業者は49.5kwに落さなくてははいけないんです。先ほど言いましたように高圧を売電しようとしても三次の中国電力に受電設備の増強がいるということで、ある業者が問い合わせたところ8千万と言われたそうです。それで業者は断念したそうで低圧に落としたという状況だそうです。ですが先ほど説明しましたように中電が変電所を増強していますので高圧の受け入れが可能となった。</p> <p>で、今回の案件5-33の場合ですと99.9kwで170万位の分担金です。5-34も200kwで220万位の分担金で済んでいます。電柱の距離や線の距離色々あるんですけども高圧が増えてきていると思われる。この土地の面積で9段28列を真っ直ぐつけているんですが、空き地が多いんです。ですので、業者には農地に空き地が出ないような配置をお願いしています。■■■■委員さんから現場の確認の時に水の処理で上の廃水でなくて用水だと思うんですけども、だいたい書類を持って来られた時に事務局として業者に言うのは、隣の人の承諾書は今不要ですので、被害防除計画書でもって後影響が出ないようにお願いしています。その中でよくあるのが3年前に太陽光発電をつけている隣のところから水が流れていけんということがあって、廃水のほうで上よりも下側の農地のかたが、防草シートをしたり大雨が降った時に太陽光パネルの上を雨が走って下の農地を荒らすということがありますので、事務局が被害防除計画書を受ける時にその所で問題が出ないようにということは言っております。ですが上の農地は別段太陽光をすることによって影響が出るとは思わないので、上の農地までは事務局として指導はしていないが下側についてはそういう指導をさせてもらっています。今会長からご指摘があった面積2349㎡ですが、これについては配置図が1列でしてありますので面積が余るよと。ですので、上か下に設置して分筆して農地で利用できるんじゃないかと伝えておりますので、一枚で全部するのでなく中に管理棟などを設けて設置したり、空いているところにはたちまち資材を置くということで資材置き場も考えての設置をされております。</p>
	議 長	これは同一業者、同一譲渡人で合計すると3反超えますので県へ諮問する必要性があります。この面積についての利用方法にも十分調査の上報告する必要性があらうかと思えます。1件1件ではいいんですが、同じエリア内に同一業者で3反以上の場合は県のほうへ意見を求める予定になっておりますのでよろしく申し上げます。
	事務局長	会長、同一エリアとは隣接している場合ですよ？
	議 長	隣接していなくても同じグループ内であって3反以上あればいい。

	事務局長	同一エリアとはどこを持って同一エリアになるんですか？
	議 長	だから同じ谷とかです。
	事務局長	分かりました。調べておきます。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第4号議案	議 長	続きまして議案第4号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明 ～取り下げ～)
第5号議案	議 長	続きまして議案第5号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。■■■■担当でございますので■■■■から報告をさせていただきます。
	■■■■番	9月26日■■■■委員と現地調査させていただきました。場所的には■■■■■■■■■■から■■■■へ■■■■位行った■■■■の一角でございます。この家につきましては平成27年から空き家になっておりましてもうすでに家の買い手もついておるようです。5年余り住まれておりませんので草が茂っておりますが、住宅の購入者が家庭菜園として利用したいという強い希望があって登録をされたものでございます。周辺は北側が山でもございますし何ら問題もございませんし、現在の土地の状況から見ましても十分農地に復元できることも可能であるというふうに見させていただきました。購入者において適正な管理がされるという確約も取れているようでございますので、登録することについて何ら問題は発生しないというふうに見させていただきました。
	議 長	ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第5号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして報告事項に入らせて頂きます。 報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局報告)
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようでございます。報告事項でありますので申請どおりとします。

	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時45分



		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和2年10月28日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>